

I 【人口比例選挙の発見】

1 過去、「1票の格差は、2倍を超えないければ、合憲」が一般的であった。従来誰も主張していなかった。

『[主権者たる国民が、正當に選挙された国会における代表者を通じて、国民の多数意見で、国政のあり方を決めるという規範] (=「そのために必須の、人口比例選挙の保障」)が、

- ①憲法前文、第1文冒頭(「日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し。」)
- ②憲法前文第1文後段(「主権者が国民に存する」)
- ③憲法1条(「主権の存する日本国民」)、および
- ④憲法56条2項(「両議院の議事は、…出席議員の過半数でこれを決し。」)

の4つの定めに明確されているという事実』を、初めて見つけたこと

(最高裁弁論より)
は、正に、発見である。

2 以下、詳述する。

(i) 第1に、憲法の下では、「主権が国民に存する」ことは、誰一人、争い得ない。

なぜならば、(a) 憲法前文第1文が、「主権が国民に存する」と明定しており、かつ、(b) 同第1条が、「主権の存する日本国民」と明定しているからである。

ここで、主権とは、【国政のあり方を最終的に決める権力】である。

(ii) 第2に、『国民が、「正當に選挙された国会における代表者を通じて行動すること(=国政のあり方を決めること)』は、誰一人、争い得ない。

なぜならば、憲法前文第1文が、

「日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と明定しているからである。

(iii) 第3に、憲法56条2項は、「両議院の議事は、…出席議員の過半数でこれを決(す)」と定めている。

(a) 憲法56条2項の「両議院の議事」とは、憲法所定の国政(①内閣総理大臣(行政の長)の指名、②法律の制定、③予算の承認、④条約の承認等)に関する議事である。

(b) 結論を先に言えば、「両議院の議事」は、憲法56条2項に従って、「出席議員」の過半数で決せられるのであるから、「國民主権」の根源的規範(憲法前文第1文、同1条)に照らし、【「両議院の議事】を決する過半数の「出席議員】】を選出した主権者の数は、必ず、【全「出席議員】】を選出した主権者の数の過半数でなければならない。

(c) 詳しく言えば、
第1に、「出席議員」は、憲法上、主権者ではない。したがって、「出席議員」自体は、憲法上、国政のあり方を決める権力を一切有しない。

「出席議員」は、【「両議院の議事】に対して、主権者たる国民を代表して、賛成・反対の投票をする単なる国家機関】でしかない。

(iv) 第4に、全「出席議員」の過半数が、必ず、【全「出席議員】】を選出した国民(主権者)の過半数から選出されるようにするためにには、選挙が、【全「出席議員】】の過半数が、必ず、全「出席議員】】を選出した主権者(国民)の過半数から選出されるようにするための手続き(=【変換ソフト】)でなければならない。

そして、選挙が同【変換ソフト】であるためには、選挙が「人口比例選挙」であることが必須である。

選出した主権者の過半数から選出された「出席議員」のみが、【「國民主権】の根源的規範に基づいた憲法56条2項の「多数決ルール】】に従って、これを決し得るのである。

第4に、【非「人口比例選挙】によって、少数の主権者から選出される多数の国会議員】を含む国会が、憲法前文第1文、憲法1条の「國民主権】の根源的規範】を無視して、形式的に、憲法56条2項の多数決ルールで、両議院の議事(国政)を決すると、仮定しよう。

さような国家は、「國會議員主権國家」であって、「國民主権国家」ではない。

なぜなら、非「人口比例選挙】では、必ず多数の主権者が少数の国会議員を選出するので、結局、国政のあり方を決する【両議院の議事】の決議で、【多数の主権者】の意見が、必ず、少数の主権者から選出された、主権者でない・多数の國會議員】の意見に負けるからである。

(d) 上記(a)～(c)により、

「両議院の議事】を決する「出席議員】の過半数を選出した主権者の数は、必ず、全「出席議員】】を選出した主権者(国民)の数の過半数でなければならない。』の命題は、誰一人、争い得ない。

(iv) 第4に、全「出席議員】の過半数が、必ず、【全「出席議員】】を選出した国民(主権者)の過半数から選出されるようにするためにには、選挙が、【全「出席議員】】の過半数が、必ず、全「出席議員】】を選出した主権者(国民)の過半数から選出されるようにするための手続き(=【変換ソフト】)でなければならない。

そして、選挙が同【変換ソフト】であるためには、選挙が「人口比例選挙】であることが必須である。

なぜならば、選挙が非「人口比例選

挙】であれば、『「出席議員】の過半数が、全「出席議員】】を選出した主権者(国民)の過半数から選出されること』が保障されないからである。

II 【発見の破壊力】

発見は、地球上の全人口(70億人)がこれを肯定せざるを得ない。

なぜならば、発見された事項が、真理だからである。

人類は、コペルニクスの地動説の破壊力を知っている。

ハッキリ言って、【「人口比例選挙の保障】が、①憲法前文第1文、②憲法1条、③憲法56条2項によって保障されているので、「正當に選挙された国会における代表者】ですら、これを滅殺するような立法をなし得ない。

かかる【立法の無資格者】を含む国会が、立法裁量権を、有する訳がない。

従って、同判決は、『(違憲状態国会議員を含む)違憲状態国会が立法裁量権を有する』という「誤った判断】に基づいて、左記I、1の「発見】を否定したものでしかない。

即ち、同判決は同「発見】の否定に失敗している。

(2) 更に言えば、「人口比例選挙】は、左記I、2に示すとおり、①憲法前文第1文、②憲法1条、③憲法56条2項によって保障されているので、「正當に選挙された国会における代表者】ですら、これを滅殺するような立法をなし得ない。

2 全国弁護士グループは、平成21年から今日までの4年間に36個の高裁判決と2個の最高裁大法廷判決を得た。

その他、山口弁護士グループ提訴の少なくとも2個の選挙無効裁判の裁判体は、同全国弁護士グループの全準備書面・証拠の、【上申書による提出】を確認した。

これらの40個の裁判体の40個の判決の中、6個は、人口比例選挙判決であった。

残り34個の判決は、左記I、1の「選挙人】の【「発見】と主張する裁判上の主張】(=「憲法は、人口比例選挙を要求している」との主張)について、何ら実質的な理由を示すことなく、これを否定するか、または判断を回避した。

3 数学者から「この数学の定理は証明された」との発見宣言が公表されると、全世界の数学界で評価の高い複数の数学者が審査委員会

意見広告

(シリーズ12)

朝日新聞意見広告シリーズ(2013) [朝刊掲載日]

1	4/20又は21	2	5/3	3	5/18又は19	4	6/23
5	7/11又は12	6,7	7/15	8	8/3	9-1~3	9/7
10	10/11又は12	11	10/18				

を構成し、同審査委員会が、「同定理が証明されたか、否か」を審査する。同審査に合格した定理は、以後、全世界で、定理として認知される。

4 選挙無効裁判の裁判体は、「憲法は、人口比例選挙を要求している」との「選挙人】の【「発見】と主張する裁判上の主張】の当否を判断することになる。いわば、「選挙人】の【「発見】と主張する裁判上の主張】の当否の判断については、裁判所は、数学の定理の発見の当否を審査する審査委員会に類似する地位に立つことになる。

ところが、「人口比例判決」を言渡した6個の高裁裁判体を除く、残余の34個の裁判体は、同発見の当否を判断しなかったか又は判断を回避した。

5 一方で、裁判官は、左記I、2の(i)～(iv)の4つ【「選挙人】の主張する】命題の当否を一つ一つ検討したうえで、同「発見】が憲法に定められていないとの結論に至れば、判決文に、理由を記述した上で、「選挙人】の主張を排斥する義務を負う(憲法76条3項、99条)。

他方で、裁判官が、同「発見】を、「正当」と認める場合は、裁判官は、判決文の中に、「憲法は、人口比例選挙を要求している」と明記する義務を負う(憲法76条3項、99条)。

以上



<http://www.ippyo.org/>

一人一票

検索

[お問い合わせ] ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221
[連絡先] 〒150-0031東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票実現国民会議